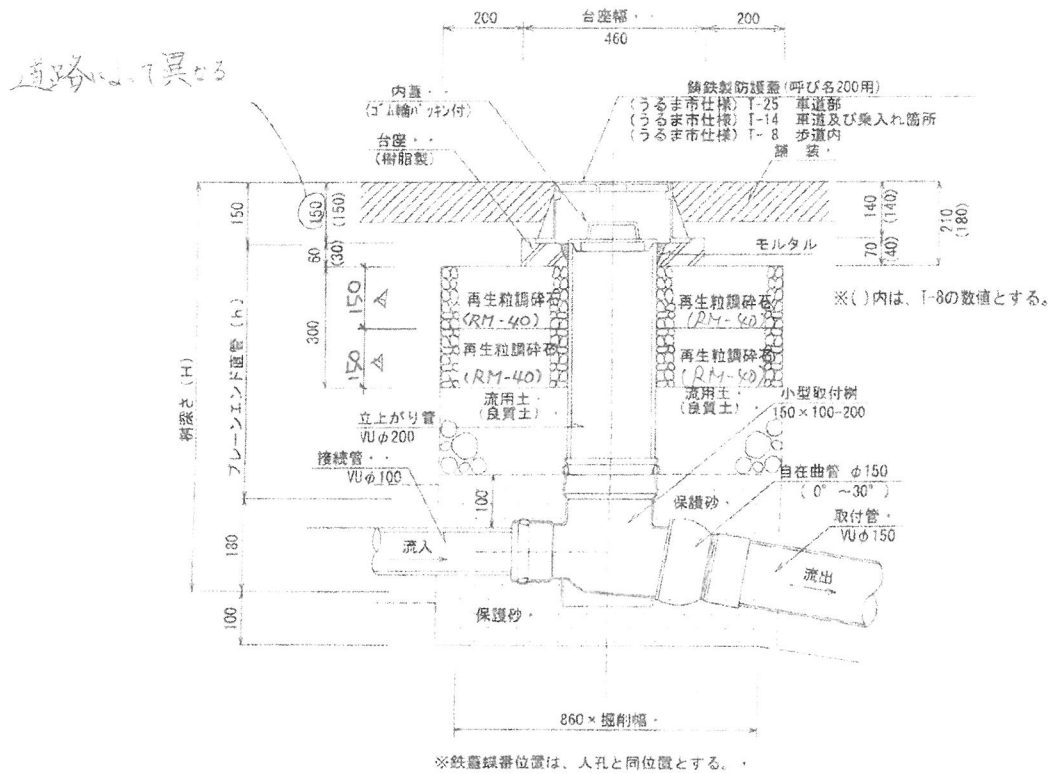


承 諾 条 件

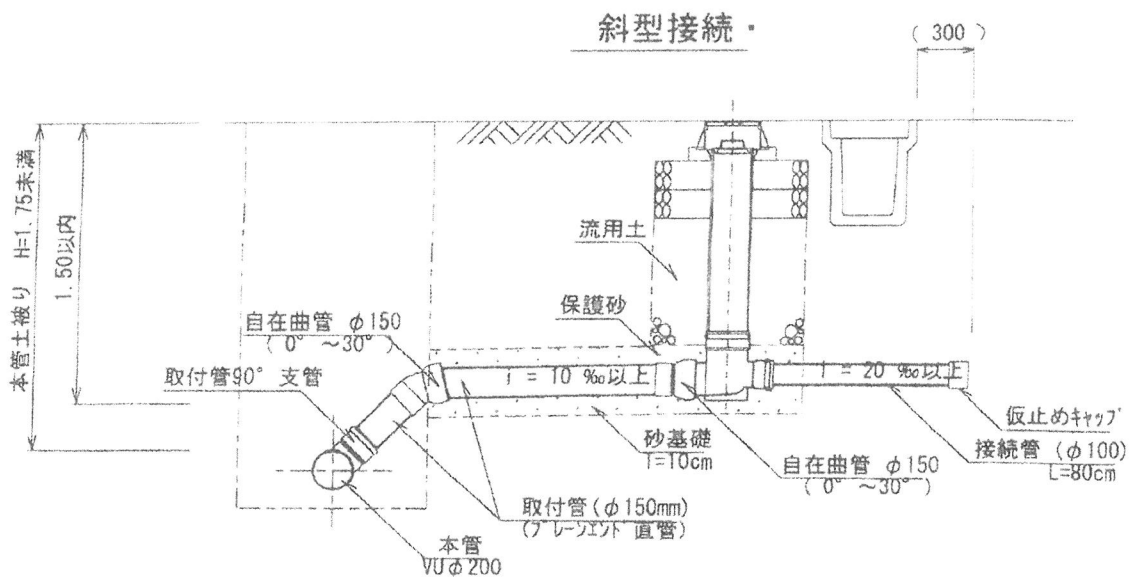
1. 工事費用については申請人の負担とする。
2. 施工前に既設下水道汚水樹等の現場測量を実施し、担当職員の確認を得ること。
3. 既設下水道設備に損壊を与えた場合には、担当職員に報告し補修の指示を受けること。(費用負担含む)
4. 申請部分における下水道(汚水樹)機能の維持管理は申請者の責と負担において行うこと。(施工期間中)
5. 提出書類・図面等について。
 - ① 完成届(様式第2号)・・・工事完了後速やかに提出
 - ② 竣工図・・・(断面、平面)(道路管理者に提出するものと同じで可)
 - ③ 工事写真・・・(施工中・完了)
 - ④ 道路占用許可書の写し ※道路管理者の許可書の写し
 - ⑤ 道路占用工事完了届の写し ※道路管理者受付印のあるものの写し
 - ⑥ 引渡書(様式第4号)・・・工事完了後速やかに提出
6. 本申請工事に起因して第三者に損害を与えた場合には、申請者の責任(費用負担含む)で、問題の解決に当たる。
7. 申請図書に基づく現場施工において、変更を必要とする場合は協議調整を行うこと。
8. 瑕疵担保期間は、引渡しを受けた日から2年以内とする。ただし、故意又は重大な過失があった場合10年以内とする。
9. 工事期間中は、工事案内板、交通誘導員を配置し安全に努めること。
10. 関係官公庁に必要な道路使用、交通の制限等の届け出または許可申請等の手続きを行った後に工事に着手すること。
11. 汚水樹譲渡の条件として、道路占用許可書提出が含まれています。※道路管理者より占用許可を受け、工事費用についても申請人の負担とする。

※施工については下記凡例に留意すること。

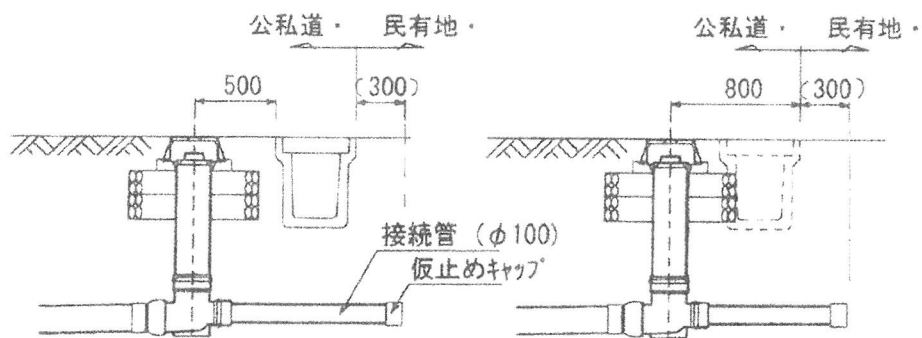
(凡例1) 塩ビ製汚水枡



(凡例2) 汚水枡及び取付管布設断面図



(凡例 3) 汚水枡設置位置要領図



※排水構造物の無い場合、将来の排水整備を考慮し
汚水枡を設置する。